

# 企業法務相談室



【第56回】

弁護士 藤田 ともみ

京都大学法学部卒業、2004年に23歳で弁護士登録、2012年より約4年間大手法律事務所にてパートナーを務めた後、2016年4月弁護士法人イノベティア設立（現職）。日本ライセンス協会副会長。企業をクライアントとする訴訟、交渉、相談、各種契約書・規程の作成・レビュー等に携わる。

## コーポレートガバナンス・コードの改訂

### コーポレートガバナンス・コードとは

コーポレートガバナンス・コードとは、金融庁と東京証券取引所が二〇一五年に公表した、企業統治に関するガイドラインです。上場企業は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施（コンプライ）していること、または実施していない原則についてはその理由を説明（エクスプレイン）した「コーポレートガバナンスに関する報告書」を、東京証券取引所に提出するとともに、開示することが求められています。法律や規則のように、必ず実施・遵守しなければならないルールではなく、実施しない理由を説明することも足りるわけですが（コンプライ・オア・エクスプレイン・ルールと言われます）、他社に比べて実施しない事項が多かったり、実施しない理由が合理的でない場合、投資家から批判を受けることになりかねません。

### 今回の相談

コーポレートガバナンス・コードとはどのようなものですか。最近改正されたと聞きましたが、何が変わったのでしょうか。

### 市場再編とコーポレートガバナンス・コード

二〇二二年四月四日に、以下のように、東京証券取引所の市場区分が再編されます。△現在 在V東証一部・二部、ジャスダック、マザーズ △再編後Vプライム、スタンダード、グロース

主に、東証一部上場企業はプライム又はスタンダードへ、東証二部上場企業はスタンダードへ、ジャスダック上場企業はスタンダード又はグロースへ、マザーズ上場企業はグロースへ再編されることが想定されています。

東京証券取引所は、二〇二二年七月、各上場企業に対し、新市場区分の上場維持基準に照らして、どの市場に適合するかの一次判定結果を通知しました。各企業は、同年二月までに、新市場区分の選択申請に関する書類を提出し、二〇二二年一月に、東京証券取引所から新市場区分の選択結果一覧が公表される予定です（なお、多くの企業が、いずれの市場を選択するか順次公表しています）。今回の改訂版コーポレートガバナンス・コードでは、新たな市場区分を見据えて、プライム市場上場企業に対して、より高い水準が規定されています。

市場再編によりプライム市場を選択する企業はその高い基準について実施（コンプライ）又は説明（エクスプレイン）が必要になりますし、ジャスダックやマザーズからスタンダードを選択する企業については、適用の対象が、基本原則のみから全原則に変更となり、対象範囲が広くなります。

### コーポレートガバナンス・コードの概要

コーポレートガバナンス・コードは、以下の五つの章からなり、五つの基本原則の下に、合計数十項目の原則及び補充原則が列挙される形で構成されています。

- 第一章 株主の権利・平等性の確保
- 第二章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第三章 適切な情報開示と透明性の確保
- 第四章 取締役会等の責務
- 第五章 株主との対話

東証一部・二部に上場している企業はコーポレートガバナンス・コードの全原則について、ジャスダック及びマザーズに上場している企業はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、実施していること（コンプライ）又は実施しない理由を説明すること（エクスプレイン）が求められます。

### コーポレートガバナンス・コード改訂のポイント

コーポレートガバナンス・コードは、二〇二二年六月に、主に以下の点が改訂されました。

- 一、取締役会の機能発揮
  - ・（プライム市場上場企業）独立社外取締役を三分の一以上選任
  - ・指名委員会・報酬委員会の設置（プライム市場上場企業）独立社外取締役を委員会の過半数選任
  - ・経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力）と、各取締役のスキルとの対応関係（いわゆるスキル・マトリックス）の公表
  - ・他社での経営経験を有する独立社外取締役の選任
- 二、企業の中核人材における多様性の確保
  - ・管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定
  - ・多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針と実施状況の公表
- 三、サステナビリティを巡る課題への取組み（プライム市場上場企業）気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実
- ・サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する基本的な方針の策定・自社の取組みの開示
- 四、その他
  - ・（プライム市場に上場する「子会社」）独立

### 今後のスケジュール

上場企業は、二〇二二年二月三〇日までに、改訂版コーポレートガバナンス・コード（プライム市場上場企業向けの原則を除く）に従った「コーポレートガバナンス・コードに関する報告書」を提出することになります。また、プライム市場上場企業向けの原則に関しては、新市場区分が開始する二〇二二年四月四日以降に適用されることから、同日以降に開催される定時株主総会後に提出することになります。各上場企業は、自社の新市場区分に従って、改訂版コーポレートガバナンス・コードのそれぞれ原則について、対応を検討していくこととなります。